

議案第56号 牧之原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 現行条例は、個人情報本人から収集することを原則とし、例外規定を設けている。この原則を本条例の運用においても尊重する考えはあるか。
- 2 要配慮情報は、本条例運用においてできる限り収集しないようすることは可能か。
- 3 目的外利用や外部提供について、誰がどのように判断するのか。本条例運用において、個人情報保護担当部署の強化と報告することの必要性について伺う。
- 4 住民情報のオンライン結合において、デジタル化を推進することでの漏洩やシステム障害、プライバシー侵害などに対して、安全性をどのように担保するのか。
- 5 代理人による開示・訂正等の請求において、悪用防止のためにどのような措置を講ずるのか。
- 6 行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたり、判断基準はどのようになるのか。
- 7 個人情報ファイル等の作成・公表状況について、今後はどのようになるのか。

議案第57号 牧之原市個人情報保護審査会条例の制定について

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 現行における審査会の開催状況について、諮問、意見など開催回数及び開示・審査請求件数。
- 2 本条例の審査会委員はこれまでのように情報公開審査会の委員を兼ねるのか。
- 3 情報の取得・目的外利用・外部提供について審査会への報告をする運用や仕組みをつくることできないか。
- 4 審査会に定期的に個人情報の取り扱いの状況を報告する機会をつくれぬか。

議案第58号 牧之原市手数料条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

- 1 証明書の窓口交付とコンビニ交付の1件当たりの交付コストはいくらか。